

令和3年第1回安中市都市計画審議会 議事録

日程：令和3年11月24日（水）

会場：安中市役所 本庁舎2階 第201会議室

- 1 開 会（14：30）
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長の選出について
- 5 会長挨拶及び職務代理者の選出
- 6 議事録署名人の指名
- 7 議事
 - (1) 議案第1号〔諮問案件〕
『安中市景観計画（案）』について
 - (2) その他
- 8 その他
- 9 閉 会（16：30）

出席委員

大澤昭彦	小坂景子	野積基子
関口恵子	高橋正章	上原恵美子
萩原豊彦	金井久男	小林訂史
高橋由信	宮川●●（代理）	佐々木実
宮田和久		

欠席委員

福井貴規

事務局

建設部長 富田 千尋	都市整備課長 赤見孝仁	計画係長 大野泰利
計画係主任 中里初美		

司会
(建設部長) 本日はご多用中にも関わらず安中市都市計画審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。開会に先立ちまして資料のご確認をお願いいたします。お手元に座席表、本日の次第、都市計画審議会委員名簿、都市計画審議会条例、事前に送付いたしました本日の投影資料、景観計画案、資料編、景観条例案、景観条例施行規則案はございますでしょうか。それではただいまから、令和3年第1回安中市都市計画審議会を開会させていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます、建設部長の富田でございます。

次第に沿って進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は13人であり、全委員の2分の1以上となっておりますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。以前の都市計画審議会委員の任期は、令和2年11月21日で満了しております。

従いまして、現在は安中市都市計画審議会の会長および職務代理者がともに決まっていないため、安中市長が会議を招集させていただきました。

ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。東洋大学准教授であります大澤昭彦委員でございます。

大澤会長 大澤です。よろしくお願いいたします。

司会
(建設部長) 次に、弁護士であります小坂景子委員でございます。

小坂委員 よろしくをお願いいたします。

司会
(建設部長) 次に、群馬建築士会安中支部会員であります野積基子委員でございます。

野積委員 野積です。よろしくお願い致します。

司会
(建設部長) 次に安中市商工会会員であります関口恵子委員でございます。

関口委員 関口です。よろしくお願いいたします。

司会
(建設部長) 次に、安中市松枝商工会会長であります高橋正章委員でございます。

高橋委員 高橋です。よろしくお願い致します。

司会 次に安中市農業委員会委員であります、上原恵美子委員でございます。

(建設部長) 上原委員	上原です。よろしくお願いいたします。
司会 (建設部長)	次に安中市区長会会長であります萩原豊彦委員でございます。
萩原委員	萩原です。よろしくお願いいたします。
司会 (建設部長)	次に市議会議員であります金井久男委員でございます。
金井委員	金井です。よろしくお願いいたします。
司会 (建設部長)	次に市議会議員であります小林訂史委員でございます。
小林委員	小林です。よろしくお願いいたします。
司会 (建設部長)	次に市議会委員であります高橋由信委員でございます。
高橋委員	どうもお世話になります。よろしくお願いいたします。
司会 (建設部長)	次に国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務局所長であります福井貴規委員でございます。
福井委員 (代理:宮川氏)	福井のほうが所用がございまして、代理で出席させていただいております宮川と申します。よろしくお願いいたします。
司会 (建設部長)	次に群馬県県土整備部安中土木事務所所長であります、佐々木実委員でございます。
佐々木委員	佐々木です。よろしくお願いいたします。
司会 (建設部長)	次に群馬県健康福祉部安中保健福祉事務所所長であります、宮田和久委員でございます。
宮田委員	宮田でございます。よろしくどうぞお願いいたします。
司会 (建設部長)	新たな任期につきましては、本日から令和5年11月23日までの2年間となります。 次に皆様に委嘱状を交付させていただきます。 委嘱状の受領は代表受領とさせていただきます、そのほかの方々につきましては、あらかじめお席の方に配布させていただいておりますので、ご了承願います。 それでは、代表といたしまして、大澤昭彦様に委嘱状を交付いたします。

市長	大澤昭彦様、安中市都市計画審議会委員に任命します。令和3年11月24日安中市市長茂木英子
司会 (建設部長)	続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。
市長	改めまして皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、安中市都市計画審議会ということでご参集いただきまして誠にありがとうございます。皆様お忙しい中、またコロナ禍が収束できていない中でございますが、本市の発展のためにご参集いただきまして、また委員の委嘱をお受けいただき、心から感謝を申し上げます。本日ご協議いただきますのは、安中市景観計画案及び景観条例案でございます。本市は景観計画を作るにあたって、地域の特徴的な、例えば妙義山の景色だったり碓氷峠だったり秋間梅林だったり、特徴的な自然景観を活かしてですね、この安中市に合った景観条例、景観計画をつくっていきたいと思っております、名前が堅いんですが、是非ですね。この条例とか計画が市民の大切なものになるようないろんな角度から忌憚のないご意見いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。良好な景観を今SDGsなどしきりに叫ばれておりますが、この地域の良い歴史、良い景観をしっかりと私たちが次の世代に残していく義務があると思っておりますので、そういった観点からぜひご協議いただけたらと思っております。本日は貴重なお時間でございますので、ぜひご説明を聞いていただいて、様々なご意見がいただけることをお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。
司会 (建設部長)	ありがとうございました。なお、市長におかれましては、他に公務が入っておりますので、これで退席とさせていただきます。 議事に入る前に、会長及び職務代理者が空席でございますので、私が仮の議長として暫時、議事を進めさせていただきます。ご協力よろしくお願いたします。 それでは、次第四「会長の選出について」でございます。 先程ご説明申し上げたとおり、本審議会は、新委員としては本日が初会合であり、会長が決まっておりますので、会長の選出をお願いいたします。 会長の選出につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
都市整備課長	都市整備課長の赤見でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。 会長の選出につきまして、ご説明させていただきます。本審議会の委員は、安中市都市計画審議会条例第2条第1項の規定に基づきまして、学識経験者、市議会議員、関係行政機関等の職員の方々が選出されております。 会長につきましては、同条例第四条第一項の規定により、学識経験者として委員に任命された方の中から、委員の皆様による選挙で定めることが規定されております。学識経験者としての委員は、大澤委員、小坂委員、野積委員、関口委員、高橋委員、上原委員、萩原委員の七名の委員でございます。

司会 (建設部長)	以上、説明がありましたが、本審議会の会長につきまして、どのように選出したらよろしいでしょうか。ご意見とかございましたら、よろしくお願ひいたします。
萩原委員	都市計画を研究されておられる大澤委員にぜひお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくご審議ください。
司会 (建設部長)	ただいま萩原委員より大澤委員を会長にというご意見ございましたが、いかがでしょうか。
全員	異議なし
司会 (建設部長)	それではお諮りいたします。 大澤委員を会長に決定することに賛成の方の挙手を求めます。 挙手全員であります。よって会長は大澤委員に決定いたしました。 大澤委員は会長席へ移動をお願ひいたします。 会長職が決定いたしましたので、私はこれで仮の議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。 それでは、会長よりご挨拶をお願ひいたします。
大澤会長	皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました、審議会の会長に選出されました大澤でございます。よろしくお願ひいたします。 都市計画審議会の会長という重要な職をお受けするわけですけれども、皆様のご指導・ご協力を賜りながらその責任を果たしてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。さて、今回の案件ですけれども、安中市景観計画案についてということで、市から諮問がありましたので都市計画審議会を開催したものでございます。これからこの案件につきましてご審議をお願ひいたしまして、審議結果を市のほうに答申いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。簡単ではありますが、私のほうから挨拶をさせていただきます。
司会 (建設部長)	ありがとうございました。それでは、これより会長を議長として会議を進めてまいりたいと存じます。会長、よろしくお願ひいたします。
大澤会長	それではまず、安中市都市計画審議会条例第4条第3項に基づきまして、職務代理者の指名をさせていただきたいと思ひます。職務代理者の指名につきましては、会長が指名するということですので、私から指名させていただきたいと存じます。職務代理者は小坂委員にお願ひしたいと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。
小坂委員	よろしくお願ひいたします。

大澤会長	<p>続きまして、次第に基づきまして進めていきます。 次第6「議事録署名人の指名」を行います。私から議事録署名人の指名をいたしたいと存じますが、ご異議ございますでしょうか。</p>
全員	<p>異議なし</p>
大澤会長	<p>ありがとうございます。 ご異議なしと認め、議事録署名人には野積基子委員と高橋正章委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。 本日は諮問ということで、安中市長より意見を求められております。 はじめに事務局からの説明を伺い、審議してまいりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。 それでは次第七の一番「議事」にうつります。 議案第一号「安中市景観計画（案）」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>安中市景観計画の策定についてご説明をさせていただきます。 まずはスライドのほうをご覧ください。 まず本日の趣旨ですが、景観法第9条第2項において 景観計画の策定にあたっては「都市計画審議会の意見をきかなければならない」とされていることから、この規定に基づき、本審議会でご意見を伺うことを目的としております。 説明の流れは、景観計画の概要、本市における取組と安中市景観計画条例の内容のご報告、今後の進め方についてご報告いたします。 景観計画についてご説明いたします。 景観とはたんに風景だけを指すのではなく、人が景色を目で見て主観的にとらえたものを指します。 景観が成立するには、人が見るということが必要です。 また良好な景観とは、たんにきれいな物理的な眺めではなく、見る人が良好と感じる眺めであることも必要です。景観は、歴史文化をふくめた地域の個性として現れ、日々の暮らしに深くかかわるものです。景観計画とは景観法第8条に定める「地域の景観形成の総合的な基本計画」であり、市の上位関連計画と整合しつつ景観まちづくりの指針となるものです。景観計画に定める事項は</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 景観計画区域 ② 良好な景観形成に関する方針 ③ 行為の制限に関する事項 ④ 景観重要建造物の指定の方針 ⑤ 景観重要樹木の指定の方針 ⑥ 景観重要公共施設の整備に関する方針

⑦ その他（屋外広告物など）

となっています。

景観計画の策定にあわせ、景観条例を定めることで、行為の制限として建築等の行為に対する届け出制度と基づく指導をすることができます。

景観計画を策定し、良好な景観まちづくりには景観意識の向上、コミュニティ活動の活性化、地域ブランドイメージの向上による来訪者の増加など様々な波及効果が挙げられます。群馬県内では21の市町村が景観計画を策定し、独自の景観競争を進めています。本市の周辺では高崎市、富岡市、下仁田町が挙げられます。

次に安中市の景観まちづくり、景観計画の検討過程についてご報告いたします。本市における景観まちづくりとして市が実施してきたことを報告いたします。まず本市は平成31年4月1日に景観まちづくりを主体的に行う景観行政団体となり、その後すぐ景観計画・景観条例の検討を開始いたしました。景観計画の策定に向けた取組としては、無作為に抽出しました2,000人に対して郵送でのアンケートおよびwebアンケートの実施。市内14地区を7つのグループに分け、各地区で住民意見交換会を開催するなど、広く住民意向を把握し、ご意見を踏まえた検討案の作成を進めてきました。この検討案は学識経験者・行政団体・公募市民からなる景観計画策定委員会において内容をご確認いただきながら今回お示しする案をまとめたところです。

その他の取組みとしまして、妙義山眺望50選というおすすめの眺望スポットを市民の皆様から募集し、その内容をもとに妙義山眺望MAPの作成をしたり、景観に関する情報発信の場として景観まちづくりセミナーの開催などを行ってまいりました。それでは安中市景観計画案の内容をご説明いたします。

本市には山や河川、湖をはじめとする自然的な景観や、史跡、文化財など歴史的景観、産業や文化などの日常景観や、交流に関わる景観など数多くの景観資源があります。これらの景観資源を有意義に保全・活用していきたいと考えておりますが、近年、空き家地や空き家や空き店舗などの増加や景観を阻害するような開発行為等が増え、これまで地域で親しまれ、承継されてきた固有の景観が失われつつあります。こうしたことから、景観に基づく諸制度を活用し、良好な景観まちづくりを行っていくため、景観計画の策定に取り組みました。安中市景観計画の目的は、自然・歴史・文化等を調和した良好な景観形成を図ることで、活力にあふれ快適に暮らせるまちづくりを目指すことです。

市の魅力向上に向け、市民騒動で景観まちづくりを進めていくため、景観計画の対象は市全域としました。

景観計画に記載している主な項目と内容です。

第1章では、景観計画の目的やその他との計画との位置づけを記載しています。

第2章では、現状分析といたしまして、上位・関連計画の整理を行いつつ、住民意向の結果や景観形成の現状と課題などについて触れています。

第3章では、景観計画への記載が必須事情とされている景観計画区域や、各地

区ごとの基本方針が書かれています。

第4章では届出対象行為と景観形成基準の記載となりますが、どちらも必須事項となっております。それぞれ詳細な内容については、後ほど説明させていただきます。

第5章では、景観重要建造物および景観重要樹木指定の方針について書かれています。これらも景観計画における必須事項となっております。

第6章では良好な景観形成に向けてということで、景観重要公共施設や屋外広告物について書かれています。

第7章では、今後の景観まちづくりの推進に向けた考え方や、推進体制に関する記載でまとめてあります。

安中市景観計画は、第2次安中市総合計画に即しつつ、安中市都市計画マスタープランをはじめとした市の関連計画に整合した景観まちづくりの指針として策定します。また安中都市計画区域の整備、開発、および保全の方針や群馬県景観形成基本方針など関連計画と連携し、景観形成の達成を目指します。本市の最重要計画である第2次安中市総合計画では、景観計画を策定し、施策の展開を図ることについて記載があります。

また群馬県の都市計画マスタープランでは景観配慮の方法や、自然特性や地域特性を活かすことの記載があります。市の都市計画マスタープランでは、市街地景観や特色ある街並み景観の保全や、沿道景観の形成に関する記載があります。景観形成の目標は、「妙義山を望む豊かな自然と歴史を守りみんなで磨いて未来へつなぐ景観まちづくり」とし、目標達成に向けた基本方針を守る、活かす、つくる、はぐくむ、4つの観点からそれぞれ設定しました。

まず自然、歴史、農地などの安中の原風景を守る観点、特色ある新たな景観の掘り起こし、魅力ある景観資源を『活かす』観点、周辺景観に配慮した建築・施設整備などを通じて良好な景観を『つくる』観点、良好な景観を未来へつないでいくため、市民総働で景観を『育む』観点を上げました。

景観計画ではこれらの観点をもとに、現行の土地利用等で分類した地区ごとの方針を整理しています。景観形成の地区区分としては土地利用の区分から、住宅、商業、工業、農地・集落地、森林・山林の5地区で分け、さらに本市の主要動線である国道18号、上信越自動車道、西毛広域幹線道路、旧中山道のそれぞれの沿道、景観上、重要な要素である鉄道河川と特に優れた景観を有する望点を位置づけます。地区ごとの細かな内容説明は割愛しますが、周辺景観への配慮や、新しいルールの検討の考え方など地区特性に応じた景観形成方針を整理しています。先ほどの地区区分の地図を表にあらわしたものがこちらになります。各地区ごとに方針や景観形成基準を確認していただくこととなりますが、まず建築等を行う場所が(1)の住宅地地区から(5)の森林・山林地区のいずれかに必ず当てはまることとなります。次に(6)の国道18号沿道地区から(12)の眺望点に該当するかを確認し、それぞれの沿道地区等に該当する場所であれば、方針や基準を重ねて内容を確認していただくこととなります。

景観計画を定めると、その方針実現に向けた取組を開始しますが、最も大きい影響が生じる点として建築等の行為を行う際の届け出制度が挙げられます。景観に関する届け出は、これまで大規模な行為について市が届け出を受け、指導を行う形でしたが、本市独自の景観計画策定にともない、市が独自の基準をもって所管することとなります。したがって景観計画施行後は市内で景観計画に定める規模以上の建築等を行う方は市役所へ届け出を行う必要があります。届け出の対象となるのは、建築物、工作物の新築、改築、移転、模様替え等屋外における物品の集積等、地形の外観の変更を伴う鉱物土砂等の採取、土地の区画形質の変更、広告の提出等で表に定める規模のものとなります。

対象となる規模は群馬県条例に基づく規模を参考とし、本市の状況に合わせ、県の基準を変更する形で設定しています。主な変更点について説明します。

まず建築物については、主要道路沿道及び都市計画区域外においてはすべての行為が届出の対象となります。またその他の区域の建築物についても、高さ高さ 10m又は建築面積 500 m²を超える場合は届出の対象となります。工作物については、太陽光発電設備を除き、群馬県の基準と変わらない規模としています。太陽光発電設備については 10kw 未満の小規模なものを除き、すべての行為が届出の対象となります。屋外における物品の集積・貯蔵については、市の関連制度にあわせています。広告物の表示等については、群馬県屋外広告物条例に基づく制限内容を加味し、高さ 8m又は1つの表示面積が 15 m²を超えるものが届出の対象となります。小規模なものについては、群馬県景観条例や関連する市の条例等をもとに適用除外の基準を設けています。たとえば床面積が 10 m²以下の改築や増築住宅の屋根および敷地に設置する 10kw 未満の太陽光発電設備などが適用除外となります。届出の対象行為の規模については、以後の考え方で本市の独自の基準を設定しました。

まず建築物については、3つの地区別とし、専門広域幹線道路等の主要道路沿道については、特に景観への配慮が必要であることから、すべての建築物を対象としました。

また現在、建築確認を行っていない都市計画区域外についても、景観に関する届出を行っていただくことで、行為の状況を把握し、景観コントロールを行うこととしました。

その他の区域については、原則として、景観形成基準を守っていただくこととしながら、一般の戸建て住宅は対象とせず、一定程度周囲の景観に対し、影響が大きいと考えられる規模として高さ 10mを超えるもの、又は建築面積 500 m²を超えるものとししました。この規模は4階建て以上の高さ、ファミリーレストラン程度の広さの建築物となります。

太陽光発電設備は現況整備の結果、本市の景観へ影響が大きく、その対応が主な課題のひとつとなっていることから、小規模なものを除き、すべての届出を対象としました。

屋外における物品の集積又は貯蔵については、安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の小規模特定事業の基準に整合さ 500 m²以上となっております。

ます。

屋外広告物の表示等に関しましては、西毛広域幹線道路（安中工区）景観誘導地域案の基準に整合させ高さ 8mを超えるもの、又は一面の表示面積が 15 m²を超えるものとししました。

次に景観形成基準について概要を説明します。

景観形成基準は方針実現に向け守るルールであり、配慮する事項を地区ごと、行為ごとに設定しています。今回の景観計画では、建築物、工作物に使用可能な色彩の基準を設けています。マンセル表色系では色合いを表す色相と、明るさを表す明度、鮮やかさを表す彩度が数値化されていますが、今回景観計画で明確に定める数値は鮮やかさを表す彩度のみとししました。具体的な数値は建物の色彩調査の結果を踏まえ、建築物の外壁で、彩度 4 以下、屋根・工作物で彩度 6 以下とししました。色彩基準は自然素材・歴史的建築物などについて、適用除外の項目を設けています。また壁 1 面の面積の 1/5 未満であれば、基調色と調和したアクセント色を使用できます。色彩基準のイメージ図です。赤で囲った部分が外壁の色彩基準、青点線で囲った部分が屋根・工作物の色彩基準です。青点線の部分が見づらくなっており大変申し訳ございませんが、この線で囲った部分が届出の際、実際に使用できる色となります。色彩基準の設定にあたっては、市内の建築物を無作為に抽出し外壁と屋根の色を計測し、その傾向を把握しました。計測結果から、9 割以上の建築物が該当する外壁色の彩度 2 以下屋根の色の彩度 6 以下を基準として設定しました。

アクセントカラーの表示面積の設定根拠といたしましては、図面は、実際に市内にある建物でシミュレーションをしたものになります。一番上がアクセントカラー面積 10 分の 1 にした場合です。10 分の 1 だとアパートのドア部部分をアクセントカラーにしたい場合、すべての色をアクセントカラーにすることができません。また、店舗に使用した場合、アクセントになる面積が少なく、訴求力が弱いと感じました。また、一番下アクセントカラーをおよそ 3 分の 1 にした場合、一般住宅では一目を引きつけるためのものとしては大きすぎてしまい、周りの景観に影響を及ぼす可能性が高くなってしまいます。店舗についても同様なことが言えます。このようなことから、事例を参考としつつ、壁一面におけるアクセントカラー配置のケーススタディをもとに使用する範囲を壁 1 面の 1/5 未満と設定いたしました。景観形成に向けたその他の事項について説明いたします。景観法に定める景観重要建造物・景観重要樹木指定の方針については、民有の建築物・樹木の維持管理支援制度を検討します。

景観重要公共施設としては、西毛広域幹線道路と米山公園を指定いたします。景観重要道路、西毛広域幹線道路は旧中山道から国道 18 号までの区間とし、県と連携し、行政による正統的な景観まちづくりを進めます

党内区間の選定理由は大きく 3 点あります。

都市計画マスタープランにおいて西毛広域幹線道路が本市と前橋、富岡方面が広域交通軸に位置付けられており、広域圏を結ぶ主要交通路であること。市役所周辺の西毛広域幹線道路沿道及び周辺の既存建築物等の更新を進める拠点

商業業務地に居続けていること。県はぐんまの風景を魅せるインフラ整備として道路区域において良好な景観形成を進めていることがあげられます。これらを踏まえ、当該区間を景観重要道路に指定し、本市の都市拠点にふさわしい風格ある景観まちづくりを行うこととしました。

整備方針は道路整備において周辺景観やまち並みに調和した質の高い公共空間を創出すること。補修・改修などに併せ、景観形成を取り除いていくことで、継続的に景観形成を進めていくこととしました。

景観重要公園、米山公園は西毛広域幹線道路から程近い、九十九川沿いに位置しています。当該公園の選定理由は大きく3つあります。

米山公園には、パターゴルフ場やスケートボードなど珍しい施設や庭園が整備されているほか、隣接する米山体育館とともに高いレクリエーション機能を有する一帯となっております。そうしたことから、西毛広域幹線道路の開通にあわせ今後利用者の増加が見込まれています。そのため、景観重要公園に指定し、良好な景観づくりを進めることで魅力を向上させていくこととしました。整備方針は、公園整備において周辺景観に調和した質の高い公共空間を創出すること。『景観形成の地区別方針』及び『景観形成基準』に適合し、デザインや配置などを周辺景観に配慮すること。補修・改修などに併せ、景観形成を阻害する要素を取り除いていくことで、継続的に景観形成を進めていくこととしました。

次に屋外広告物の制限に関する事項です。

景観計画策定の次のステップとして、県条例に変わる本市独自の条例を策定します。景観計画の主な点の説明は以上です。

景観計画の実現に向け、行政が景観に配慮した施設整備等が行われるだけでなく、市民、事業者、行政が景観形成の目標とそれぞれの役割を理解し、互いに協力しながら取組を進める。市民総働の景観まちづくりにつなげていきます。景観まちづくりを推進していくための体制づくりを行います。

まず、景観計画の変更や、景観法に基づく勧告、変更命令の排出などを審議する景観審議会を組織します。

景観審議会委員は、学識経験を有する者、各種団体から推薦された者、公募した市民とします。また、景観重要建築物、景観重要樹木の指定とあわせ、それを管理する景観整備機構や、地域ごとのルール検討や取組み実施等の景観まちづくりを推進する景観協議会の組織について、今後検討していきます。

景観形成を進める体制として、庁内横断的な会議や、窓口となる担当組織の設置を検討します。

安中市景観条例について説明いたします。

景観計画の策定、変更の手続きや建築行為等の届出、適用除外など景観計画の運用のために必要な事項は、景観法の委任を受けて、安中市景観条例で定めることとなります。景観条例の目的は、本市の豊かな自然や歴史、文化等と調和した良好な景観形成をはかり、もって活力にあふれ、快適に暮らせるまちづくりに資することとしております。景観条例案、施行規則案は下表の項目について

て規定するとともに、各種基準や届出、許可等の通知に使用する様式類を定めています。景観条例案、施行規則案は現在景観計画案とともにパブリックコメントを実施しており、令和4年第一回定例議会において議決された場合、10月施行の予定で検討してまいります。

最後に、今後の進め方について説明いたします。

本日簡単に説明させていただいた景観計画は、現在都市整備課の窓口や市のホームページなどで公開しています。それらの公開資料に対して、意見を募集するパブリックコメントを11月30日まで行っております。また本日19時より意見を陳述する場として公聴会を予定しておりましたが、口述の申し出はありませんでしたので、開催は中止となりました。1月には市内の建築士会や行政書士会、その他業者向けの説明会を開催する予定となっており、皆さんからいただいたご意見等を景観計画に反映したものをまとめ、3月の議会で報告させていただきます。景観条例は議会で議決されたあと、約半年間の周知期間を経て、景観計画および景観条例の施行となり、実際に皆さんからの届出を受けることとなります。以上で説明を終わりにさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

大澤会長

ありがとうございました。非常に盛り沢山な内容でありましたけれども、これより質疑に入りたいと思いますけれども、発言のある方は挙手していただき、私が指名したあと発言を行っていただきます。

ただいまの説明に関して、なにかご意見ご質問等ありますでしょうか。

計画書全体かなりボリュームありますし、内容も多岐にわたります。なかなかご意見しにくい面あるかと思いますが、安中らしい景観を守っていく上でのいわば計画のマスタープランと呼ばれる部会です。これから景観づくりをする上では重要な計画になってきます。

そういう意味で、都市計画審議会の委員の皆様にご意見をいただきたいと思っているんですけども…。

萩原委員お願いします。

萩原委員

23ページの中で伺いたいんですけども、1点目が太陽光発電の設備がた町村に比較してすごいスピードで市内に設置されております。これについては既に市民の中からも小規模であってもきちんと規制をかけるべきではと意見が出されているが、すべてを景観計画の中に対象として入れるのが重要だと思うんですが、10kw未満というのは具体的にどのくらいの規模なのか、想像ができません。お示しいただけるとありがたい。それから先ほど伺った小規模特定事業の規模に整合という点の、土砂などの埋め立てに関する条例、これもすでに建設残土等が野積みにされていて非常に危険。景観も見苦しい場所がある。そういうところは今後、是正をさせていけるのか、どんな風に対応するのか聞きたい。

大澤会長 ありがとうございます。まず1点目の太陽光発電設備の10kwというのがイメージできるような説明をいただければと思いますが。

都市整備課 都市整備課係長の大野と申します。よろしくお願いいたします。

大野係長 10kw未満の太陽光発電設備のイメージなんですけれども、本編の計画案の78ページのところに詳しくでておまして、上から※1から5まであるんですけども。下から2番目の※4がこちらの扱いするところとなります。こちらなんですけど、読み上げます。

住宅の屋根および敷地に設置する10kw未満の太陽光発電設備は除きますということで、こちらは個人の住宅で自家消費用に設置されている程度のものであてはまります。資源エネルギー庁の太陽光エネルギー固定価格買い取り制度における定義ですと10kw未満のものは自家消費用となっております、これ以上大きいものは産業用とか売電用の事業用の太陽光発電設備という風に位置づけられておりますので、今回は自家消費用のものを除外するという形にしております。

大澤会長 1点目についていかがでしょうか？

萩原委員 はい

大澤会長 ありがとうございます。ちなみに今の自家消費用というような説明を計画の中へ書き込んではいかがですか？

都市整備課 わかりました。さらに詳しく加筆したいと思います。

大野係長

大澤会長 よろしくお願ひいたします。

2点目の屋外における物品の集積又は貯蔵で、すでに残土の野積みの問題が起きているというお話で、これは今回の計画が施行されたあとに是正命令などを行うのかどうかなんですけど、いかがでしょうか？

都市整備課 基本的には今回の条例が施行となった後に計画されるものについて該当される形になります。あとは条例案なんですけど、条例案を見ていただくと、こちらのほうで、

大野係長

大澤会長 条例案は別の資料ですね。

都市整備課 そうですね。条例案の17条のところ、ページふってないんですけど3ページ目のところで「既存の建築物にかかる要請」というのがあるんですけども、こちらですと、空地ですとかすでに建ててある建築物や工作物が一太陽光発電

も入るんですけども、そちらが景観計画に適合しない場合かつ良好な景観を著しく阻害していると認められたときはその所有者や占有者や、管理者に対して良好な景観の形成に配慮した利用または管理をかけるように要請することができるという規定があるんですけど。こちらですと屋外における物品の体積はカバーしてない形になっておりますので…今の案だと遡ってできるという形にはなってない。建築物については要請ですので、お願いという形にはできるようになっています。

大澤会長 たとえばその物品の集積などに関しても、要請ができるようにすることは難しいのでしょうか？

都市整備課 大野係長 こちらもう一度さらにカバー範囲を広げられるか検討して、できるようであればそちらで修正したいと思います。

大澤会長 はい。ちなみに空地という風に限っているのは何か理由があるんですか？

都市整備課 大野係長 耕作放棄地ですとか空地、空き家の問題が市内でかなり問題が発生しておりますので、そちらを重視して書いたんですけど。

大澤会長 現時点では想定できなかったような問題に対応できるような文言に変更したほうが良いんじゃないかと思ったんですけど…解釈の余地があるような。

都市整備課 大野係長 その辺、ちょっとさらに作り込みをいたします。

大澤会長 萩原委員いいですか？

萩原委員 最後いいですか？
最後お尋ねしたいんですけど。
最初の太陽光なんですけど、これについては各市でもいろんな条例等でふさわしくない場所にはつくらせないという規制ができてはいるんですが、それに加えて高崎市では景観を損なう設置については、その前、目隠しみたいな形で高くないような樹木を植えさせて直接太陽光が見えないような規制しているんですね。安中市も昨年できましたけど、そういう要綱が入ってないので、そういうことを景観条例の中で謳っていければ、全くというのは難しいが樹木を植えて直接骨組みだけが残って家から山が見えなくなっちゃったというようなことを防ぐような要請ができないのかなと。できるなら入れてもらいたい。あともう1点は具体的に安中から松井田に抜ける場所に国道に、うちから見ても非常に…個人の企業なんだろうけどペットボトルが山積みになっていて景観が悪いところがあります。前にも色々聞いたけど、個人の企業の責任と

ということで強制的な是正ができないという回答で今に至っている。こういったところも景観条例ということになれば、好ましくない景観を放置しているということに他ならないので、今後は規制できる余地があるのかどうか、お尋ねしたい。

大澤会長 2つありましたけど、太陽光設備を設置する際の配慮を求めていくのかどうかなんですが、どうでしょうか。

都市整備課 本編の計画案のほうなんですけど、こちらの79ページをご覧ください。
大野係長 こちらのほうが実際に届出をしてもらう際の事業者にとって守っていただく事項になるんですが、こちらが景観形成基準ということで守っていただく事になります。79ページのところが建築物、工作物のものになります。
1ページめくっていただいて80ページの(3)というところがありまして、こちらが太陽光発電設備の設置につきまして、事業者にとって守っていただく基準となります。色々あるんですけども、上から位置や規模、形態、色彩、そのさら下に意匠というのがあるんですけど、こちらの上から見ていただきますと、読み上げます。太陽光発電設備を囲うためのフェンス等については、周囲の景観と調和する素材や形状のものを使用すること、ということで今でも安全のためにフェンスを営農型太陽光発電所以外はつけるようになっているんですけど、こちらも景観に配慮してくださいというお願いが一番上で。その次のところなんですけど、必ず周囲の景観と調和した素材や形状の植栽やルーバー等で目隠しをすること、ということでフェンスを設置するんですけど、さらに植栽もまさに萩原委員のおっしゃったとおり植栽を植えたり、都市部だと植栽が合わないということもあると思いますので、そういう場合はルーバーで覆っていただくなど周りから見えないように…ルーバーというのは風が通る板状のものになります。タテとか横とかあるんですけど。風は通りますので、危険性はないんですが、視線はさえぎるような。
ブラインドのような役割…そういったもので周囲の景観に調和した植栽なりルーバーなりを選んでいただいて、それによって目隠しをするという基準になっております。カッコで営農型発電設備を除くというのがあるんですけど、営農型発電設備につきましては、農業機械を入れたりする関係から、パネル自体を高くしたり、フェンス等も設けられない状態になりますので、営農型発電設備については適用除外ということになります。

大澤会長 1つ目はよろしいでしょうか？

萩原委員 はい

大澤会長 では2つ目のペットボトルが積まれた場所があるということですが、これに対する対応はどうなりますでしょうか。

都市整備課
大野係長 先ほどの行に既存のものでもお願いができるという規定を作れば、そういったところに基づいての指導ということになると思います。

萩原委員 ぜひそうしてください。

大澤会長 はい、そうですね。その要請に関して先ほどの説明だと建築物・工作物・空き地のみだったんですけど、たとえば 79 から 81 を見ると、たとえば携帯基地局、これは工作物になるんですか？それはまた別？

都市整備課
大野係長 そうですね。工作物に入ります。入っている突起で携帯基地局では入ってる形です。

大澤会長 そうですか、では太陽光発電設備に関してはどういう扱い？

都市整備課
大野係長 これも今回の条例で工作物に区切るという定義にしております。

大澤会長 となると、その他の行為に関わるところがうまく取り込んでるといいのかなという気がしました。よろしく願いいたします。
他にご質問いかがでしょうか。萩原委員お願いします。

萩原委員 次の項目の 24…景観計画の内容の中の…この中で建築物工作物に使用可能な色彩の基準を設定というここではマンセル値を重要視していきますということなんですが、一般の市民にとっては、色相明度彩度含めてこの認識は非常にわかりにくいと思うんですね。マンセル表色系とか言葉で言われて、その彩度が 4 以下とかと言われても、それが一体どれほどのものなのか数字ではそうなんでしょうけども、感覚として認識できない。昔の例でいうと、今は違うんでしょうけどたとえばビッグカメラの空色、東口のところでとか、それはないんじゃないかとか、そういう事例がありましたよね？あれが一番いい例で、その青を抑えるのは彩度いくつかとか言えるのがいいのかもしれないけど、あそこまでいたなくても、これでいけばだめになるかもね、それも現在あるものが 1 こ補修だとか改築にあわせて公開を基準に、合わせてくださいよ、そういう指導をしますっていうことでもんね？だからそういうものが…来年の…10 月 1 日施行だから、9 月 30 日までだったら既存の整備に適用されるわけなんでしょうけど。だから今後こういう風になっていくんだっていくことの周知と、それからどれほどの許容範囲なのかっていうのを、数値だけじゃなくて、色彩のパターンで示すとか色々、表現がマンセル表色系だけじゃなくてもできないかなと思いました。

大澤会長 今の色彩に関してはスライドの 26 枚目もしくは景観計画案の 86 ページのところにパターンということで挙げられてはおります。でもまあそれだけだとイメージがしにくい…というご質問だとは思いますが、その対応について、事務局いかがでしょうか。

都市整備課
大野係長 はい。このマンセル表色系の説明をもうちょっとわかりやすいように加筆したいと思います。この四角い、資料の 26 ページ、本編の 86 ページのところなんですけど、縦軸が明るさなんですね。で、今回明るさは規制の対象にならないということなんです。横軸が彩度になりますので、色の鮮やかさのほうになりますので、鮮やかさのほうで、左のほうが暗い、鮮やかでなくて、右に行くほど鮮やかになっていくんですけど、この外壁のところは 4 までですので、赤線のところ左から数えて 4 番目のところまで赤線が引いてありまして、これが赤線の基準になります。屋根のほうはさらに 6 まで行ったところの青点線のところが…一番左から青点線まで使っているよって形になるんですが。これがそれぞれ色を見ていただくと、5YR というオレンジ色みたいなやつですと、鮮やかさが上のほうに偏ってたりするんですよ。明度 7 という鮮やかさが…そういう色によって明るさとか鮮やかさっていうのが、どこまでカバー…どこまでの明るさがあるかっていうのもありますので、そういう解説などもマンセル表色系の基本的な解説を加筆したいと思います。

大澤会長 はい。ちなみに 86 ページのところに凡例がないですけど、スライドのところには外壁屋根工作物の凡例があるんですが。

都市整備課
大野係長
大澤会長 こちら抜けておりますので、付け加えたいと思います。

色相というのは言葉で表現することはあまりないんですか？
たとえば度合などあってもいいんですけど、それを補足する言葉を入れてはどうかとか…あと具体的な例で、写真としてこれは該当するけどこれは基準からはずれていますよとか、事例を写真とか…実際は差支えがありそうな気がしなくもないですけど（笑）、それは実際存在しない建物の写真とかでも構わないと思うので。色々説明を付け足すというのもそうだけど、事例を加えるとか、色々確かにわかりにくいところはあると思うので、その辺の工夫をぜひご検討ください。

都市整備課
大野係長 こちらについては、わかりやすく増やします。
ありがとうございます。

大澤会長 よろしいでしょうか。

高橋委員 28 番？アクセントカラーの表示の関係で、アパートならアパート作れば、同じ

ようなドアをガーッと色を同じにするんだけど、これを見るとひとつだけはつけちゃだめだとかいう風に書いてあるんだけど…これはどういう？
20%にすれば…という話になっているんだけども。

都市整備課 大野係長 20%が、試しに塗ってみたものになるんですね。規制の数字に合わせて。一番上が 10%…に合わせるとこういうことができますということで、真ん中が 20%で一番下が 30%で、で、20%を今回案として採用させていただいたんですけど。たとえば 10%ですと、ドアをもし建築士の方が塗りたいというときに全部塗り切りませんというので、10%では足りないんじゃないかと。あと企業のコーポレートカラーを帯状で入れたりするときにこれだと全然何がなんだか…小さいんじゃないかと。逆に一番下だけアクセントカラーにしては3分の1を塗ってしまうのでアクセントという範囲を超えちゃうんじゃないかと。30%だと大きすぎるというのを検討した資料になります。で、20%がちょうどいい、妥当ではないかという資料になります。

大澤会長 実際、この色彩…アクセントカラーの面積割合、店舗自体どのくらいのものを設定しているのかというのを見るとやっぱり 20%が結構多いという結果もあります。もちろんもっと低い 10%もあるんですけども。そういう意味で多くの自治体が現実的に 20%ぐらいが妥当だろうということで運用しているのかなと思いますので…それも運用していく中でもっと厳しくした方がいいという話にもなるかもしれないけど、まずは 20%で進めていけたらと考えております。
他いかがでしょうか。

小坂委員 すみません。今その一外壁屋根の色合いについてのお話出てるんですけど、彩度については加筆されるということなんですけど、色自体については規制は入らないということで…今回こういう基準を作られた元になっているところが色彩調査をされたということなんですか？
そこでその、その結果として彩度の基準のところは遠かったというお話だと思うんですけど。今回景観条例の目的として、安中市としてどういった景観をつくっていくのかというところで、今実際存在している建物に合わせていくというところも1つの判断かと思うんですけど、その目的、目指しているところの関係で色の指定、いわゆる彩度についてももう少し説明いただけるとありがたい。

大澤会長 色彩基準の根拠ということだと思うんですが…おそらく 85 ページあたりの説明になるかと思いますが…どうぞよろしく願いいたします。

都市整備課 大野係長 あの 85 ページをご覧くださいまして、市内の建物の種類ですね。住宅とか工場とかをもとに調査を行いまして。サンプルをとって実際に彩度がいくつかと

いうのを調べた結果がこちらの表になります。今回の彩度の基準については、景観計画全域で規制がかかるものになりますので、一律で彩度の基準ということで設けさせていただいて、この後で景観重要区域というものを設定することができるようになっておりますので、より景観に配慮したまちづくりをしていくような場所については、より、今度は先ほどおっしゃられたとおり、彩度の基準だけではなく、色自体のどういう色を使わなきゃいけないというのはないんですけど、そういった景観重要区域等では地元住民の方の同意を得られれば色の規制もできるようになっていきますけど、色自体の規制ですね。焦げ茶色ですとか。明るさの規制等もできるようになっているんですけど。今回は全域で定めておりますので、彩度に限った規制というふうにしております。

小坂委員 判断の根拠とされているのが現状に合わせるのがいいだろうというような、判断がされたということでしょうか。

都市整備課
大野係長 そうですね。現状では彩度のところで9割がカバーできる色味ということで、4までということで、外壁はしております。屋根は6でしております。

大澤会長 85 ページの表ですね。2つありますけど。赤いライン、青いラインそれぞれ9割ぐらい既存の建物がおさまるという判断基準だということですよ。

都市整備課
大野係長 そうですね。9割カバーできます。

小坂委員 わかりました。ありがとうございます。

大澤会長 小林委員、お願いします。

小林委員 先ほどの色に関してなんですけど、反対色を使っちゃうと、どんな明るい色でも暗い色でも目立つと思うんですけど、現実的にとか、センス的に、どういう形で最終的に落ち着くんでしょうか？
それだけ聞きたい。

都市整備課
大野係長 本編 84 ページのところ見ていただきたいんですが、こちらの4番のところでは色彩基準の適用除外というくだりがあるんですけど。上のほうが天然素材ですね。天然素材はそのまま色彩の基準、彩度の基準当てはまりませんという風になってまして、2番目のところお寺や神社の鳥居ですとか、そういうものだと明るいものもあります。鮮やかな色がありますので、適用除外。
こちらが先ほどのものになるんですけど、景観重要区域など独自に色彩の基準を定めている地域の建築物等とありますので、まだ景観重点地域の指定はないんですけど、今後地元の意向等によって重点区域に指定しますと、逆に鮮やかな

色にしますというのもあります。地区として鮮やかな色の街並みをつくっていくということでしたら、そのようにもできる。あとは4番目、他法令で色彩が規定されているので、これは送電線の鉄塔ですとか、そういった法律の規定があるものになります。次が機能的に不可避な色彩で、これは建築物ではないんですが、道路のポストコーンですとか、目立たせないと意味をなさないものについてはこちらのほうで適用除外になりまして、あとは6番についてこちらは芸術的なものになるんですけども、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画で、あらかじめ景観審議会の意見を聴取したものであることで、鮮やかな色が非常に安中市の景観にとってプラスになるような、鮮やかなものにするので非常に良い景観となるようなものについては、審議会の意見をいただいたうえで適用除外とすることができるようになっております。

大澤会長

この色彩基準というのはネガティブチェックといいますか。過度に鮮やかなものは避けましょうということなので、先ほどおっしゃったようなこういう色を積極的に適用していくべきだという発想ではどちらかというとなくて。過度に不調和なものをまずは除外していくという。そういう意味で幅が広いですよ。で、幅が広いんですけど、もしかしたら場所によっては色を限定したほうがいだろう、使える色相自体を限定したほうがいだろうという話になればそれは基準を強化していくのかなと思います。

景観計画自体の性格もそうなんですけど、そこまで厳しくするというよりは、大枠をまず調和しないものを作らせないようにしましょうという認識でとらえてください。萩原委員どうぞ。

萩原委員

今会長がおっしゃられたとおりの、あまりがちがちに彩度がいくつでってかためるんじゃなくて、安中市がこの地域はどういう景観を求めている地域かというのを考えていただいて、市民の同意を得ながら、その地域のイメージを作っていく。例えばよくある例で、伝統的建造物分保存地区などはある程度、地域のイメージカラー的なものが合ってもいいと思いますし、あるいはヨーロッパでたとえば地中海カラーなんていうのが出てきますが。白い壁、オレンジ色の瓦屋根かな？あるいはヨーロッパの建物なんか行けば本当に細く高く屋根がカラフルに並んでいて、この色相でいったらアウトですけど、ようは地域によればそこで違うものがあればそろわない、そうやって地域の伝統や歴史によってそこに求められる、もともとなじんでいる色というのも大事にしていこうというのが新しくなる中でコンセプトであればいいので。

たとえば板鼻宿にカラフルなその彩度4以下であればいいのかっていう話でもないと思うんですよね。やっぱり地域の人と同意形成を図りながら議論して…いきなりここでこうしなきゃダメですよってパチッというんじゃなくて。これからの話になると思うんですけど、大まかなつかみでいった方がいいかなと個人的に思います。

大澤会長 はい。どちらかという今回の景観計画は本当に大枠で…極端に地域の色彩がかけ離れたものは除外していきましょうという話で。それぞれの板鼻宿であるとか、それぞれの地域性をふまえた色彩というのはやはり地域の場で議論しないと深まらないと思いますので、それは引き続き景観計画が策定されたあとに地区の…確か候補地というのもいくつか挙げられていたと思いますので、ぜひ議論するような働きかけを行っていただけたらと思っておりますけど、たとえば重点地区の候補というのは…

都市整備課 本編の 51 ページになります
大野係長

大澤会長 本編の 51 ページに景観計画区域というのが書かれております。景観計画区域は安中市の行政区域全域が対象になります。今回の景観計画はその全域を対象とした一般的な考え方ということなんですが、2 番目に書かれている景観重点区域というものは今日ご説明した方針だとか基準それをもっと地区に応じてオーダーメイドでルール作りができないか、もっと詳細化する。たとえば色彩に関してももっと彩度が、または厳しくするとか、もしくは緩くするということもあるかもしれないし、建物の大きさ自体ももっと考えていきたいと思います。そういう意味でもっときめ細かなルールを、景観重点区域では行っていくことになるわけですけど、今回は区域というものは指定されておらず、四角の中で書かれているとおり候補が挙げられております。その候補の区域の中で、ぜひ地元からつくりたいという話が出てくるかもしれないし、市のほうで働きかけをしているかもしれませんが、その中で議論を深めて是非区域指定までたどり着いていただけたらと思っております。
こんなところで補足ありますか？

都市整備課 大丈夫です。
大野係長

高橋委員 いいですか？すみません。客観的な相対的な話になるんですが。今まで高崎市とか富岡市がこの条例等含めて景観があったということで、規制があまり安中市にないということで業者が入り込んで流れ込んでくるという話がありました。以前にも行政にも申し上げたことがあるんですが、それだけ客観的に見て、また条例や計画によって、高崎市と富岡市と肩を並べることができるのか。その辺をお願いしたいんですが。

大澤会長 高崎富岡、周辺市との比較ですね。
どうでしょうか。

都市整備課 大野係長	<p>安中市の景観計画のほうの後発になりまして、だいぶ周辺の自治体や全国的なところの情報等も入手した後でつくっているの、よりこう…はっきり言って厳しい…基準についてはかなり厳しいものになっております。</p> <p>届出の必要なものについても、富岡や高崎に比べると厳しいですし、そういった植栽設けることとかも景観条例のほうで設けてる分についてはこちらのほうが厳しくなっております。それと富岡市は世界遺産になるときに景観計画を作成していると思うんですけど、安中市も当初眼鏡橋が当初候補地に入っておりますので、その時に景観計画をつくろうというふうに動きがあったんですけど、候補から外れた時に凍結というような状態になっておりまして、その時に継続的に検討して、具体的にまた動き出して、ちょっと景観計画の作成にだいぶ時間がかかってしまいますので、今の時期になってしまったんですけど、ようやくこぎつけたという状態です。</p>
高橋委員	<p>今までの景観計画の策定についてはこれからのことが語られているんですけど、景観形成の現状の課題の整理ということで、50 ページなんですけど、空地や空き家、空き店舗こういったところが非常に見苦しい状況になっておりまして、安中市の人はみんなわかっていると思うんですけど、今まで以上の取組みが必要になると思うんですけどそういった取組みについて今後今まで以上の何かできる取組みがあったら教えていただきたい。</p> <p>それと山林とか、耕作放棄地ですね、そういったところも増えておりまして、非常に景観が悪いということでそういったところも含めて対策を強化しているかざるを得ないと思うんですけど、今まで以上のことを考えているのか伺いたい。</p>
大澤会長	<p>はい、いかがでしょうか。</p>
都市整備課 大野係長	<p>重点地区に指定されるというのが重要になってくるんですけど、重点的にだいぶ規制を厳しくする代わりに、代わりにっていてもあれなんですけど、市から支援をするというような形でやっていくのが一般というか他の市でやっている流れかと思うんですけど、空き家の除却については法律がありますので空き店舗の改装について、例えばなんですけど、街道沿いの店舗について、街道の面影を取り戻すような改修を行うときに補助金を出すというようなことを他の自治体ではしておりますので、たとえばある区を重点地区にして、そこについては見た目の建て方とか色とかについても強くなると思うんですけど、その代わりにそういったものに合わせるための修繕等について補助金を市のほうで用意するというようなことを今後検討していきたいと思っております。</p>
大澤会長	<p>よろしいですか。おそらく今後の取組み、景観計画ができたあとの取組みというのは非常に大事ですので重要なご指摘だと思うんですけど、97 ページくらいですかね。市の取組みということでこれから何をやっていくかということ</p>

が書かれておるんですけど、そういう意味で、書かれている情報提供だとか、市民事業者の取組みに対する支援というところが該当してくると思うんですけど、もしかしたら計画の中ではこのくらいの書き込み方かもしれないんですけど、実は施行する段階では具体的なアクションプランじゃないんですけどどういう取組みやっていくのかということも検討したほうが良いのかなという気がしております。あと個人的な感想になってしまうんですけども、空き家の問題とか耕作放棄というのは使われないことによる問題ですけど、景観計画というのは、どちらかというと建築行為、開発行為があった時にしか手が及ばないと言いますか、そういう限界があるので、そういう意味では景観計画だけではなかなか難しい側面であるので、様々な制度であるとかを活用しながら今いただいたご指摘をなんかよい方へ展開できればいいかなと考えております。いずれにしても景観計画ができたあとの検討をあわせてお願いいたします。

野積委員

よろしいでしょうか。太陽光発電のところの話に戻るんですけど、本編の78ページの10kw未満の太陽光発電は除くっていうまあ一般住宅のことだと思うんですけど、さっき先生の方から売電の有無等の文言をというご指摘あったかと思うんですけど、基本100%に近い状態で一般住宅は売電をしています。あと植栽とかルーバーでっていうのもこれも景観の立ち位置っていうか見栄えのところが変わるんですけど、太陽光発電って極端な話、電柱があって、パネルがあって、西日等で影ができただけで売電量は減ります。あと、景観で、一般住宅で屋根で瓦でって、田舎のいい状態のところは発電パネルがのっかっていうのは、景観的にいうと違うって思うんですけど、でもこれも致しかたなくて、国の方は今後新築の6割は太陽光発電をのっかってっていう政策になっているので、乗っける方は自給自足意以外はほとんど買取価格は減ってるとはいえ多少は足しにするとかで一般のサラリーマンの方とかはつけていたりするし、そういう風に売っている業者もいるので、これって非常に悩みどころという風に考えます。

大澤会長

78ページの4番で私が説明付け加えてくださいっていった趣旨は、10kw未満っていうのはどういうものなのかイメージできるようにと思ったんですけど、10kw未満でも売ってるってことなんですか？

野積委員

ほとんどそうです。じゃないと結局あれって蓄電池をつけないと夜に電灯とかで使えるといいんですけど、蓄電池っていう装置をつけないと夜には利用できなくて発電って止められないんです。そうすると今使ってる冷蔵庫とか他の分って余った分5kw屋根で発電してるよって、中で使ってるのが2kwだとすると3kw分はこの辺でいうと東電とか民間に売電するんですね。これは一般のおうち30坪40坪だと大体5~6kwが多いです。なのでほとんどが蓄電池を装置してない場合は、全部売電してます。

大澤会長	はい。ではまずそこについて。
都市整備課 大野係長	今回のものは事業用のものを対象にするというのが趣旨となっておりますので、全量売電というのは発電するためのものを入れるという形となっておりますので、家庭用のやつですとおっしゃるとおり売っているんですけど、余剰電力を売電しているような形になりますので、余剰じゃなく発電消費するためのものが対象という趣旨で考えております。
野積委員	景観という合わないという、植栽で隠しても向きによってもダメになっちゃう。
都市整備課 大野係長	おっしゃる通り、国は太陽光発電、再生可能エネルギーにシフトしていくようにしておりますので、太陽光発電設備やその他の設備が市内に増えていくというのは流れがあると思うんですけど、その中で地域や周辺に受け入れられる、受け入れられて安定して発電事業ができる発電所を目指してもらいたいということで、こういうふうに周辺に溶け込めるような発電所という、発電事業を安定して行っていただくために周辺の景観に配慮していただくということを目的に今回の基準を定めておまして、植栽のところも、陽があたらなくなってしまうのはその通りなんですけど、そうしますと必然的にセットバックで隣接敷地からだいぶ離して設置するようになるのかなというのがありますので、そういったところも加味して植栽で覆うということを基準としております。他市では実際に隣接敷地から隣接のところから境界から 1メートルセットバックしろとか、間隔をあけろとかそういう基準を設けているところもあるんですけど、安中市の場合は植栽やルーバーで囲むことによって隣からの距離というのは達成できるんじゃないかなというふうにしてこの基準にしております。
大澤会長	78 ページの 4 番の記述に関しては、事業用というのがポイントになるんですかね？売電の有無とかいう話ではなく、重要なのは事業用なのか自家用なのかということだと思いますので、そのあたりは補足いただけますでしょうか。
都市整備課 大野係長	はい
大澤会長	あと 2 つ目の樹木、やはり太陽光発電は環境問題を解決する上で大事だ、ただその結果として景観が阻害されてしまうという、トレードオフというか、あちらを立てればこちらが立たないという関係があって、非常に難しいところではあるんですけども、基準というのも書かれているものを見ますと、やはり幅があるんですね。もちろん樹木とかパラペットで隠せというものもあるんですけども、実際この景観計画というのは届出としてもらって、事業者と市の方で協議をするんですね。で、その協議の中でどこまでだったら配慮ができるのかっ

ていうところを詰めていくことになりますので、その中で敷地の中で太陽が動くとかできるだけ景観に配慮してもらっていうところが趣旨でありますので、その協議を行政の方にはしっかりお願いしたいということであるわけですけど。そういうことでよろしいでしょうか。

高橋委員 よろしいですか。うちなんかは結構面積の多い場所もってるんで 3000 平米とか。やっぱり国の関係で来年からは太陽光発電を乗せろっていう話がきてるんだけど、そうすると大屋根に太陽光乗せるとすごい全部光っちゃうんで、無理なのかなと思ってるんですけど。そういうのは安中はどう考えているのか。国は自然エネルギーを使えと言っているけど、すべて売電になっちゃう。3000～4000 平米っていう屋根を全部太陽光にするとまぶしくてしょうがないと、今話を聞いていて思ったので、どうなのか聞きたい。

都市整備課 大野係長 ちょっとその国のやつは深く知らないんですが、建物に設置？屋根に設置なんですか？傾斜屋根なんでしょうか。

高橋委員 傾斜じゃないけど南を向いてる。

都市整備課 大野係長 そうすると、屋根の角度に沿った形で設置してくださいという形になるんですけど、パネルについては軽反射のものが開発されておりますので、なるべく軽反射のものにさせていただいて、つけていただく形になります。

大澤会長 国といっても環境省ですよ？環境省が考えていることがすべてではないので、そういう意味では景観を所管する国土交通省からすると、いやそれは景観に配慮した形で太陽光発電してほしいって話でもあるし、安中でいえば面積の大きい太陽光発電設備って見下ろしの景観に影響がある、安中の特徴って山に囲まれてるってこともあって、高い山から見たときに、太陽光発電設備が景観を阻害してるケースっていうのは少なくないので、やはりだからいかに太陽光発電設備を作っていくかってことも大事だけど、たんに作ればいいというものではなくて、そうじゃなくて景観に配慮するとか、景観じゃないけど、ちゃんと持続的に維持管理がなされるのかということもふまえてしっかり誘導していただきたいなと思っておりますので…

高橋委員 妙義山に上って周りを見るとすべてがチャカチャカチャカ光って見える（笑）

大澤会長 そうですよ。そういった意味でも景観の観点から、設置に対して、今回の方針や基準をふまえて誘導していただきたいですけど。もう 1 つ太陽光の方の条例もあるわけですよ。そちらとの連携をはかりながら、今後うまく誘導していただければと思います。

よろしいでしょうか。他いかがですか。

上原委員

すみません。先ほどから太陽光という言葉が以前の計画案とかそういうのを見させてもらったんですけど、農業委員会ではとりあえず農地を守るというのが一番の目的であって、一概に太陽光設置されているのが農地ではないということを知っていただきたい、たとえば宅地をそのまま太陽光に変える、もしくは山林を太陽光に変えるというのがあります。どうして農地が太陽光に変わってしまったかっていうのを考えると、やはりそこが作物を作っていた農地なんですけど、なかなか生産性の低い農地であって、たとえば鳥獣害によって作物ができない、作りたいけどできない、致し方なくて高齢者の方が事業者の方に太陽光をお願いするというような事案が、だいぶここ何年か増えています。市としては太陽光貯電が増えてきたということで、太陽光に関してはこちらの方で対応していただきたいと思って、あくまでも農業委員会の方では適正に申請があったものをなるべく農地として守りたいが許可せざるを得ないような状況が数多くでてきます。その時にはやはり 1,000 m²以上とか大きなものに対しては詳しく聞く。隣の農地、住宅地に影響のないようなお話、お願い、そこまでしかできないけど、農地を守るようにしております。

もう 1 点が遊休農地、これも同じような状況で、最近なかなか田んぼのまま放置されているというのが多いです。農業委員会としてはそのへんは、なるべく耕作してもらうようお願いしているので、景観のいいような状況、草刈り等もお願いしておりますので、なるべく農地を守るようにしておりますので、よろしく願いいたします。

大澤会長

はい、ありがとうございます。

やはりそもそも営農ができなくなっている環境…総合的にはその問題があるということだと思んですけど、そう意味で景観でできることって限定的というか限界があるかもしれませんので、やはり総合的な観点で農地の問題とか太陽光の発電に取り組んでいただけたらと思います。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

佐々木委員

条例のほうの配布された資料を見てたんですけど、条例案…条文が全部終わったあとに別表っていうのがあるんですけど、これが第 15 条関係って書いてあって、結構な内容が色々書いてあるんですけども、これが 15 条と関係ないのかなと思うんですけど、この表がどの条文に関係するのかわからなかったのので、教えてほしい。

都市整備課
大野係長

11 条ですね。11 条の届出を要しない行為。条例案の 2 ページ目のところなんですけど。下のところに第 11 条のところなんですけど、届出を要しない行為で、第 11 条 法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は別表に定める行為とするということで、これがちょっとややこしいんですけど、これ

が適用にならないものを列挙することによってそれ以外のものをすべて届出対象とするというような作り方になってまして。この表が適用にならないものが書いてあるのがややこしいんですけど、こちらは条例で規定するのでこういう形になります。

景観計画のほうでいくともっとわかりやすくなってまして、先ほど中里さんから説明したとおりで、景観計画ですと、77ページの届出対象行為のところになりますので。景観計画に定めるこういうものを届けなければならないという条例で規定するときに、法に基づいて対象にならないものを列挙するという作り方、書き方になります。

佐々木委員 はい、わかりました。

大澤会長 小坂委員どうぞ

小坂委員 あの、届出をしなかった場合は、計画法の罰則は何かありますか？

都市整備課 故意に届け出なかった場合、景観法のほうに罰則がございまして、懲役や罰金までのものになっているんですけど。故意に届け出なかった場合ですね。
大野係長 それと建築物と工作物につきましては、今回安中市の場合は特定景観法に基づいて特定届出対象行為というものに指定しますので、建築物と工作物につきましては変更命令、安中市の景観計画に沿わない場合は変更命令という形になります。変更命令に従わなかった場合につきましても、景観法に基づく罰則になります。

小坂委員 ありがとうございます。

大澤会長 変更命令はできるんですけど、対象は形態意匠ですので、特に今回でいうと色彩に該当するかと思います。実際変更命令までやるときに、定性的な文章による基準で命令出すというのはなかなか難しい側面がありますので、おそらくは色彩基準の適合・不適合で従わない場合にまず勧告して、それでも従わない場合は変更命令という形になるかと思います。補足です。

小坂委員 今の関連で、必ず新築とか10㎡増築とかっていうと確認申請って建築指導課に出すことになるんですけど、これと景観条、今回の新しい策定される、順番とか日程とかその辺教えてください。

都市整備課 そうしますと本編の76ページをご覧いただきたいと思います。

大野係長 下半分が手続きの流れ図になるんですけど、こちらでまず建築確認は建築指導の部署に出す形になりまして、こちらの景観計画に基づく届出のほうは都市整備課のほうに我々のほうに出していただく形になります。

上から見ますと事業主さんが建築等を検討しまして、届出対象かどうか確認していただいて、そのあとで事前協議ということで最初にこちらの都市整備課と協議していただいて、そのあとで本届出になります。建築等の行為の届出ってことでしていただいて、で、景観法に基づきまして30日間は建築等の行為に着手できないという風になっておりますので、その間は摘してはいけないということになっております。で、審査を行って一番左ですね。適合の通知をこちらの方から出させていただきますので、そうしますと建築確認のほうに移っていただく形で、建築確認を含めた他法令の手続きをしていただくような形で想定しております。

小坂委員 ありがとうございます。

大澤会長 いずれにしても景観の手続きをしたあとで建築に確認ということで、おそらく事業者の方が窓口相談されたときに景観であるとかいろいろな手続きこういうのが必要だよってことをご説明されてると思うんですけど、そういうこともあわせて…手続きに関するパンフレットじゃないですけど、わかりやすい資料があったほうがいいかもしれないですね。

都市整備課
大野係長 届出マニュアルも別に定めるように考えておりますので、そちらものちほど完成となります。

大澤会長 他いかがでしょうか。
ではご意見ご質問ないようですので、質疑を終了いたします。
議案第1号安中市景観計画案につきましては、委員の皆様から頂きましたご意見を審議会の意見として市長に答申することで異議がございませんでしょうか。

委員 異議なし

大澤会長 ありがとうございます。それでは皆様からいただいたご意見を審議会の意見として市長に答申することといたします。
次に次第7その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

萩原委員 気になったところがあるんですが、条例案の別表だとか本編の7ページの表なんだけど、なんていうか表記の仕方、まちまちになってるのは何か意味があるんでしょうか。一般的にはmの上に2がついて平方メートルで通ってるんですけど、平米。最近あんまり見ないんですけど、平米と㎡とまちまちなんですけど、何か意味があつてこういう表記なんですか？

都市整備課 もう一度見直しまして、統一いたします。

大野係長	
大澤会長	ありがとうございます。このあたりは精査していただいて。他いかがでしょうか。 では事務局から何かありますでしょうか。
事務局	ないです。
大澤会長	では審議事項は以上となります。これにて議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
司会 (建設部長)	慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 続まして次第8「その他」でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。
委員	ないです
司会 (建設部長)	事務局から何かございますでしょうか
事務局	ないです
司会 (建設部長)	それでは以上で本日の審議会を閉会とさせていただきます。 ありがとうございました。お疲れ様でした。